



令和元年 (2019年) 10月 1 日 (火)

No. 15023 1部377円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿支部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

● 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆主要判決全文紹介 [知財高裁] [上]…………… (1)

主要判決全文紹介

《知的財産高等裁判所》

特許無効成立審決取消請求事件

(「散乱光式煙感知器」発明特許(特許第4010455号) 進歩性誤認事件) [上] (全2回)

—平成30年(行ケ) 第10055号、令和元年7月22日判決言渡—

本件発明は、検煙空間に向け、第1波長を発する第1発光素子と、第1波長とは異なる第2波長を発する第2発光素子と、第1発光素子と第2発光素子から発生させられる光を直接受光しない位置に設けられた受光素子とを備えた散乱光式煙感知器について、第1発光素子と受光素子の光軸の交差で構成される第1散乱角に対し、第2発光素子と受光素子の光軸の交差で構成される第2散乱角を大きく構成し、第1発光素子から発せられる第1波長に対し、第2発光素子から発せられる第2波長を短くし、第1発光素子による煙の散乱光量と、第2発光素子による煙の散乱光量とを比較することにより煙の種類を識別することを特徴とする(【0008】、【0009】、【0014】)。



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘
弁護士 浅村 昌弘

会長 弁護士 金池 大白
弁護士 井田 塚江
弁護士 幸一 克久
弁護士 建弘 貴則
弁護士 司之 登子
弁護士 三
弁護士 林

相談役 弁護士 浅井 望
弁護士 村上 中
弁護士 浅川 野
弁護士 浅水 菊
弁護士 皓 一次之
弁護士 亮 宣史
弁護士 修

弁護士 山下 平
弁護士 山田 原
弁護士 岡
弁護士 明彦 子理
弁護士 誠 太
弁護士 亮 野

浅村法律事務所

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

所長 弁護士 浅村 昌弘

弁護士 後藤 晴男

弁護士 松川 直樹

弁護士 和田 研史

また、本件発明によれば、2つの発光素子につき受光素子に対する散乱角を異ならせることで煙の種類による散乱特性の相違を作り出し、同時に2つの発光素子から発する光の波長を異ならせることで波長に起因した散乱特性の相違を作り出し、この散乱角の相違と波長の相違の相乗効果によって煙の種類による散乱光の光強度に顕著な差を持たせることで煙の識別確度を高め、調理の湯気やタバコの煙による非火災報を防止し、更に火災による煙についても黒煙火災と白煙火災といった燃焼物の種類を確実に識別することができる(【0097】)ことによる、新規な煙の識別ができる方法を提供するものである。

第1 当裁判所の判断

(1) 本件発明の特徴に関し、本件明細書は以下の点を挙げる。

ア 本件発明は、受光素子に対する散乱特性が異なるように光を発する2個の発光素子を備えた散乱光式煙感知器に関する(【0001】)。

イ 火災以外の原因による非火災報を防止するため、2種類の波長の光を検煙空間に照射し、煙による散乱光について異なる波長の光強度の比を求めて煙の種類を判定する方法や、散乱面に対し垂直な偏光面をもつ光と水平な偏光面を持つ光を照射し、煙による散乱光の各偏光成分の光強度の比を求めて煙の種類を判定する方法が知られているが、このような従来異なる波長の光や偏光面の異なる光を用いて煙の種類を判別する方法にあっては、火災による煙と火災以外の原因による調理の煙やバスルームの湯気等を識別する確度が必ずしも十分とはいえず、さらに高度な煙識別が望まれている(【0003】、【0005】)。

本件発明は、煙識別の確度を高めて非火災報防止を確実にものとする散乱光式煙感知器を提供することを目的とする(【0006】)。

ウ 本件発明は、検煙空間に向け、第1波長を発する第1発光素子と、第1波長とは異なる第2波長を発する第2発光素子と、第1発光素子と第2発光素子から発せられる光を直接受光しない位置に設けられた受光素子とを備えた散乱光式煙感知器について、第1発光素子と受光素子の光軸の交差で構成される第1散乱角に対し、第2発光素子と受光素子の光軸の交差で構成される第2散乱角を大きく構成し、第1発光素子から発せられる第1波長に対し、第2発光素子から発せられる第2波長を短くし、第1発光素子による煙の散乱光量と、第2発光素子による煙の散乱光量とを比較することにより煙の種類を識別することを特徴とする(【0008】、【0009】、【0014】)。更に以下の点を挙げる。

エ 本件発明によれば、2つの発光素子につき受光素子に対する散乱角を異ならせることで煙の種類による散乱特性の相違を作り出し、同時に2つの発光素子から発する光の波長を異ならせることで波長に起因した散乱特性の相違を作り出し、この散乱角の相違と波長の相違の相乗効果によって煙の種類による散乱光の光強度に顕著な差を持たせることで煙の識別確度を高め、調理の湯気やタバコの煙による非火災報を防止し、更に火災による煙についても黒煙火災と白煙火災といった燃焼物の種類を確実に識別することができる(【0097】)点を挙げる。

(2) 引用発明の認定

甲1文献には、後記第3の2(4)アの(a)～(m)、(o)、(p)の構成を備えた煙検知装置が開示されており、この点については当事者間に争いが無い(以下「引用発明の争いのない構成」という)。

この煙検知装置について、本件発明の特徴点である「(n) 長波長光からの振幅信号と短波長光からの振幅信号との比を比較することにより煙粒子の大きさを判定し、」(本件発明の特徴点)との構成が開示されているかについて甲1文献に記載されているかについて検討する。

ア 甲1文献の記載の技術的意義について

(ア) 技術常識

a $a < 0.3$ と $a > 5$ の領域における散乱光強度の特徴(甲3、18、弁論の全趣旨)